

秋田県公文書館及び秋田市役所との意見交換について

＜秋田県公文書館（平成27年9月17日訪問）＞

- ・運動公園、生涯学習センター、市文化会館など市民が利用する施設も林立する「県庁通」に立地
- ・平成5年11月に県立図書館との合築施設を利用して開館（条例設置）
- ・閲覧室は文書館と図書館が共用している。
- ・平成25年3月からデジタルアーカイブサイトの運用を開始



閲覧室出入口に隣接する展示スペース

○図書館との併設の目的

- ・利便性の確保、運営面での協力体制、場所の確保、財政面での合理化
 - ・利用者が一度で用事を済ませることができるといった利便性に加え、文書館にとっては展示のような手間のかかる仕事についてもきちんと成果を発信できる（図書館に足を運ぶ多くの市民の目に触れる機会がある）。
 - ・複合施設であれば中心市街地に立地する積極的な意義がある。
- ※廃校施設等を再利用するという事例もあるが、過疎が進む交通の不便な地であることも多く、利用者も期待できなくなる。

○利活用の促進—デジタルアーカイブシステムの運用

- ・システムの構築により、利用のニーズは確実に高まった。例えば、図書館が所蔵する「解体新書」の挿絵画家と県立美術館が所蔵する近世期秋田藩の蘭画家が同一人物（小田野直武）であることが検索により一目瞭然となる（欲しい情報がどの施設にあるのかは利用者にとって本質的な問題ではない）。
- ・将来的にシステムを県全域に拡げる場合、文書資料は図書に比べ、メタデータの記述にバラつきが大きいので、各施設の役割分担が明確ではないままにデジタル化を進めることには注意が必要（県レベルの文書館が地域で主導的な役割を果たす必要がある）。



○文書館を支える専門職員の確保・育成

- ・専門職員（教員出身の学芸員）にも、人事ローテーションがあり組織に定着するのが難しい。本庁系統の人材についても、行政経験のみでは歴史に関する素養がなく、やっと研修が終わった頃には異動となる。
- ・また、デジタルアーカイブは仕様を適切に理解し、システムの構築・運用を手掛けることができる人材が必要。国レベルでの歴史資料の一体的把握や提供を実現するためにも、人材育成のしくみを築き上げる必要がある。

○公文書管理の条例化について

- ・公文書館が評価選別を実施する前の文書及び利用制限をしている文書については、情報公開条例の適用を受けるため、請求権は実質的には設定されている。
- ・自治体の規模、施設の位置づけ等々に鑑みて、望ましいかたちのバリエーションがあることから、条例化に係るコストやメリットについて十分な検討が必要（相互研究の場と議論の成熟を促す措置が求められる）

<秋田市役所(平成27年9月18日訪問)>

- ・平成25年4月から公文書管理条例を施行
- ・独自の公文書館施設をもたず、情報公開窓口を通して利用提供
- ・平成27年度に新庁舎が完成予定

○条例制定の動機—実効性のある住民自治の実現

- ・公文書管理法による努力規定の設定(法第34条)を実施的には義務と解釈し、制定に着手。条例によってルール化しないと職員が動かないという判断があった(規律性の高さから条例というかたちを選択)。
国の制度化は一つのチャンスであった。
- ・文書の作成に際しても、開示請求等に適切に応じられるよう、会議録などはわかりやすく、客観的に作るようになった。



秋田市役所本庁舎(同市ホームページより)

○公文書館の設置について

- ・公文書の保存や修復に止まらず、利活用の場として必要であることを認識。ただし、使われないものを単に保管しておくということでは、市民の理解を得られない(現状では特定歴史公文書等への利用請求は必ずしも多くはない)。
- ・公文書館の機能を漸進的に整備するため、新庁舎では公文書館並の環境管理ができる書庫を確保できる予定(利活用のためのスペース確保は今後の課題)
- ・行政側が条例に基づいて公文書管理を実施し、市民がこれを主体的に利用できるという制度の理解普及を目的とした規定(利用方法等の周知)が公文書管理条例に定められており、その運用方策についても模索中。